



2010年4月6日 第2010-12号

【発行】 J A M

【発行責任者】 斉藤 常

【編集】 政策政治グループ

TEL 03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

4月1日から、育児休業給付金に一本化

前回（2009年）の雇用保険法改正で、育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金が一本化され、施行日は今年の4月1日とされました。4月1日以降に育児休業を取得した場合は次のようになります。

2010年3月31日までに育児休業を取得した被保険者

育児休業給付 { ①育児休業基本給付金（休業開始時賃金日額の30%）
 ②育児休業者職場復帰給付金（休業開始時賃金日額の20%）
 （育児休業が終了して職場復帰し、その後6ヵ月経過したときに支給）

①育児休業基本給付金

賃金低下率=1支給単位期間に支払われた賃金÷（休業開始時賃金日額×30）×100

賃金低下率	支給額
①50%以下	休業開始時賃金日額×支給日数×30%
②50%を超え80%未満	休業開始時賃金日額×支給日数 ×80%－1支給単位期間に支払われた賃金
③80%以上	不支給

②育児休業者職場復帰給付金

支給単位期間（育児休業期間中）の支給日数を合計した数×休業開始前賃金日額×20%

2010年4月1日以降に育児休業を取得した被保険者

①育児休業基本給付金と②育児休業者職場復帰給付金が統合され、育児休業給付金の1本になります。（支給率は休業開始時賃金日額の50%）

賃金低下率=1支給単位期間に支払われた賃金÷（休業開始時賃金日額×30）×100

賃金低下率	支給額
①30%以下	休業開始時賃金日額×支給日数×50%
②30%を超え80%未満	休業開始時賃金日額×支給日数 ×80%－1支給単位期間に支払われた賃金
③80%以上	不支給

支給単位期間=休業開始日から1ヵ月ごとに区分した一つの期間。